

「山形県県営住宅条例」及び「山形県県営住宅条例施行規則」の
一部改正に対する意見募集の予告

山形県では、県営住宅及び共同施設の管理等に関して必要な事項を「山形県県営住宅条例」（以下「条例」という。）及び「山形県県営住宅条例施行規則」（以下「規則」という。）で定めています。

このたび、よりの確な住宅困窮者への県営住宅の供給、入居者資格の厳格化、利用者の利便性向上及び県営住宅管理業務の効率化のため、条例及び規則の改正を予定しています。

この改正（案）がまとまり次第、下記の時期に本ホームページ上で、パブリック・コメントを実施する予定ですので、事前にお知らせいたします。

改正（案）に対する皆様の御意見、御提案をお寄せください。

記

1 意見募集の予定時期

令和7年9月中旬

2 問い合わせ先

山形県県土整備部建築住宅課 住宅対策担当
電話023-630-2649